

アイヌの現状について



愛努人的現状

The Current State of Ainu

竹内 涉 社団法人北海道ウタリ協会 事務局次長

黃柏豪 翻譯

はじめに

本稿では、2007年3月に発表になった『平成18年北海道アイヌ生活実態調査報告書』（以下、『報告書』）を踏まえて、アイヌの現状について考えてみたい。

人口

アイヌの生活実態などの公的な調査は、これまでに、北海道が北海道ウタリ福祉対策という、対アイヌ施策を実施するに当たり、1972年を最初に概（おおむ）ね7年ごとにこれまで6回実施した「北海道ウタリ生活実態調査」（2006年のは、「北海道アイヌ生活実態調査」に名称変更）及び、東京都により75年、89年と二度「東京在住ウタリ実態調査」とが行われている。

『報告書』を見てみると、まず、人口だが、対象者は、〈この調査において、「アイヌ」とは、「地

前言

本稿以2007年三月發表的《平成十八年北海道愛努生活實態調查報告書》（以下作《報告書》）為根據，試著去思考愛努人的現狀。

人口

對於愛努的生活實態等等的官方調查，至今為止有，北海道實施名為北海道Utari福祉對策的對愛努政策之際，從1972年開始，大約每七年實施一次，至今已實施了六回的「北海道Utari生活實態調查」。（2006年時則更名為北海道愛努生活實態調查）以及由東京都都在75,89年實施的兩次「居留東京Utari實態調查」。

試觀《報告書》，首先為人口，在「此一調查對象的『愛努人』為『在地區社

域社会でアイヌの血を受け継いでいると思われる方、また、婚姻・養子縁組み等によりそれらの方と同一の生計を営んでいる方」とした。ただし、アイヌの血を受け継いでいると思われる方であっても、アイヌであることを否定している場合は調査の対象とはしていない。つまりたとえ対象者であっても本人が拒否した場合には数えない、という条件下において行政として数えることができたのが、**23,782人**（前回調査より**15人**増加）となっているが、実体は少なくともこの倍はいると思われる。その理由は、差別によって名乗れない人が多く存在することと、札幌などの都市部に流入した人口は把握し難いからである。いずれにしても、『報告書』の**2倍**の人口がいるとしても、北海道の人口約**560万人**の**1%**程度、このほか首都圏などに数千人いると推定されている仲間を加えても、日本の総人口の**0.05%**程度にしかならない。

生活保護率

次に生活保護率だが、〈アイヌの人たちが居住する市町村〉（以下「市町村」という）では、**24.6%**に対してアイヌのそれが**38.3%**と**1.5倍**以上もあるが、第一次調査のときが約**6.6倍**、第2次以降、**3.5倍**、**2.8倍**、**2.3倍**、**2倍**と「倍率」は、縮小しつつあるが、大きな格差が依然とある。

會中被認為繼承了愛努血脈的人，或因婚姻、養子關係等而和這些人共營生計的人』。但就算是被認為繼承了愛努血統的人，只要否認自己為愛努人時，則不列入調查的對象。）也就是說就算是調查的對象者，只要本人否認就不列入調查，在這樣的條件下由行政單位計算出的人數雖有**23,782人**（比前回的調查增加了**15人**），但實際上認為至少有此數字兩倍之上的人口，其理由為，有相當多數的人由於被歧視而不願出面，以及流入了札幌等都市的人口難以掌握等等。不管如何，就算有《報告書》兩倍的人口，也不過是北海道約**560萬人**人口中的**1%**左右，除此之外再加上首都圈等推測約數千人的人口，也只有日本總人口的**0.05%**左右。

低收入戶補助領取率

接著在低收入戶補助領取率，「愛努的人們居住的市鎮鄉」中（以下作市鎮鄉）為**24.6%**，愛努地區則為**38.3%**，約有**1.5倍**以上，在第一次調查時約有**6.6倍**，在第二次以後倍率則逐漸縮小為**3.5倍**、**2.8倍**、**2.3倍**，以至於**2倍**，雖漸次縮減，但仍然與一般地區有相當大的差距。

教育の状況

教育の状況を見てみると、高校進学率が93.5%と前回より1.7ポイント減少している。市町村の97%と3.5ポイントの格差があり、格差が拡大している。大学進学率は、17.4%と前回よりわずか1.3ポイント増加しているが、市町村の38.5%の2分の1以下しかない。ここで注意しなければならないのは、「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」の進学奨励費事業により、私立大学生の奨学金（貸付）が、月額82,000円となっているにもかかわらず、このような大きな格差が生じていることである。つまり、このことは、その主な原因が経済的な問題以外にもあることを示しているのではないだろうか。それは、これまでの差別抑圧という歴史の結果、親の世代が低学歴という現実、さらにはそれから派生する、不安定就労・生活という学習に不適な家庭環境と、後述する学校の中での差別によって子供たちの向学心が剥（は）がれ取られるという点に主な原因があると、筆者は考える。

被差別状況

その差別状況は、〈物心がついたときから今までに、何らかの差別を受けたことがありますか〉という問いに対しては、〈差別を受けたことがある〉が16.8%、〈自分に対してはないが、ほかの人が受けたのを知っている〉が13.8%、〈受けたこと

教育的状況

試観教育的状況、高中進学率が93.5%、比起前回減少了1.7%、(和市鎮郷)的97%相比、有3.5%的差距、差距正逐漸擴大。大學升學率為17.4%、比起前回稍微增加了1.3%、但仍只有市鎮村的38.5%的一半以下。在這裡不得不注意的是、藉由「愛努的人們的生活水準向上推進方案」的進學獎助金計畫、儘管私立大學生的獎學金(貸款)有月額82000日圓、但仍然產生了如此巨大的差距。也就是主要的原因是不是除了經濟狀況問題以外還有其他問題?在這裡筆者認為、那是因為至今為止的歧視壓迫等歷史的結果、和父母親的世代為低學歷等的現實、並且在這些情況下衍生出的工作/生活不穩定等不適於學習的家庭環境、以及後述的因在學校中受歧視而剝奪了孩子們的向學心這點為主要原因。

被歧視狀況

其被歧視的狀況、對於「從懂事開始到現在為止、有受到任何歧視嗎?」這樣的問題、「有被歧視」佔了16.8%、「不是針對自己、但知道其他的人有過」為

アイヌの現状について

がない〉が44.9%となっている。しかし、この数字は、アイヌの生活実感を正確に著しているであろうか。確かに、アイヌ文化振興法の制定以来、アイヌ文化への理解が広がり、一定程度、差別解消の一助となっていると感じられるが、根本的劇的な解消を見たわけではなく、残念ながら被差別状況は多少改善されつつあるとはいえ、依然厳しい状況であるといわざるを得ない。

生活実態

また、「生活意識」では「生活がとても苦しい」が前回の31.0%から0.3%に激減している。しかし、先に見たように生活保護率も、進学率の格差も悪化している状況があり、かつ、年間所得が百万円未満の人の割合は8.1%と前回より1.7ポイント上昇していて、この数字から生活状況が向上したとは読むことはできない。ではなぜ、生活実態とかい離れた数字が出たのか。それは、生活意識と被差別体験への回答は、回答者の主観にゆだねられており、次の〈どのような場面で差別を受けましたか〉との問いに対して、〈学校で〉との回答が72.1%も占めていることと、「思い出は美化される」ことを考えると主観のみで回答された数字はうのみできない。

アイヌ文化振興法の効果

1997年7月にアイヌ文化振興法が制定されて

13.8%、「沒有」佔了44.9%。但是，這個數字是否真正的表達出了愛努人生活的實際感覺？的確，在愛努文化振興法制定以來，對愛努文化的理解擴展，一定程度上可以感受到其對消除歧視的助力，但並非徹底的戲劇性的消除了歧視，遺憾的是被歧視狀況雖然正逐漸有多少改善中，但仍不得不說其仍在一個相當嚴酷的狀況下。

生活的實際狀態

又「生活意識」上，「生活相當難過」自前回的31.0%激減到0.3%。但如先前所見的低收入戶補助領取率，以及升學率的差距惡化的狀況下，且年收入不滿一百萬日圓的人的比例為8.1%，和前回比起來上升了1.7%，從這些數字中不能讀出「生活狀況向上提升了」。那麼為什麼，會出現和生活的實際狀態有差距的數字呢？那是因為：第一，對「生活意識」和「被歧視體驗」的回答，全交給回答者的主觀；第二，考慮到，對下面的「在什麼樣的場面受到了歧視」的問題中，回答「在學校」佔72.1%；第三，「回憶會被美化」等等因素；所以，不可全盤接受單單以主觀回答的數字。

愛努文化振興法的效果

從1997年7月制定了愛努文化振興法

Utari協會展覽室展覽品。▶



から約 10 年が経過した。その法による変化をどのように感じているかを問うている設問の答えであるが、「アイヌ民族に対する理解が進んだ」や「アイヌ語の振興が図られた」などの「効果があった」とする回答の合計は、76.6%にもなっている。このことから、アイヌ文化振興法がアイヌ文化の振興やアイヌ民族理解促進にそれなりに効果を果たしている、といえるであろう。

今後の課題

しかし、いかんせんアイヌ文化振興法であって、文化に限定された法律の限界がある。また、この法とは別に「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」が、北海道が主体となって取り組まれていて、進学奨励費や住宅対策、農林漁業対策などが実施されている。しかし、最近の厳しい財政状況をうけ、これら対アイヌ施策も、大幅に助成額等を削減されている。これは、「アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」が法的根拠を持たない施策であるからであろう。逆に言えばウタリ協会が、アイヌ民族が求めている法律は、経済・教育・人権などを網羅した「民族基本法」であるが、制定されたのが「文化振興法」であったことに大きな要因がある。今回の実態調査は、そのことを端的に表しているといえる。広範な連携のもと、今度こそ、「アイヌ民族基本法」を制定しなければならない。

以來過了約 10 年。對於怎樣

感受到由該法所導致的變化的設計問題之答案，「對於愛努民族的理解更加進步了」及「有振興愛努語的策劃」等等被視為「有效」的回答合計有 76.6%。從中我們可以說，愛努文化振興法對於愛努文化的振興以及促進對愛努民族的理解發揮了相應的效果吧。

今後的課題

但畢竟愛努文化振興法還是有限定在文化的法律界限。並且在這項法之外，「關於愛努的人們的生活水準向上推進方案」則以北海道為主體去推動，實施了升學獎助、住宅對策、農林漁業對策等等。但是受到最近嚴苛的財政狀況影響，這些對愛努的政策也被大幅刪減了補助金額，這是因為「關於愛努的人們的生活水準向上推進方案」是一項沒有法律為依據的政策吧。反過來說，Utari 協會主張，愛努民族追求的法律，是網羅了經濟、教育、人權等等的「民族基本法」，但制定出來的卻是「文化振興法」，這才是大的要因。這次的實態調查真的顯示了這件事。依靠廣泛合作的基礎，這一次必須制定「愛努民族基本法」。